

県民の生活環境の保全等に関する条例の改正について (生活環境影響調査に係る規定)

1 土壤汚染対策法の改正内容

土壤汚染対策法（以下「法」という。）では、汚染土壤の処理を業として行おうとする者は、許可を受けなければならない。

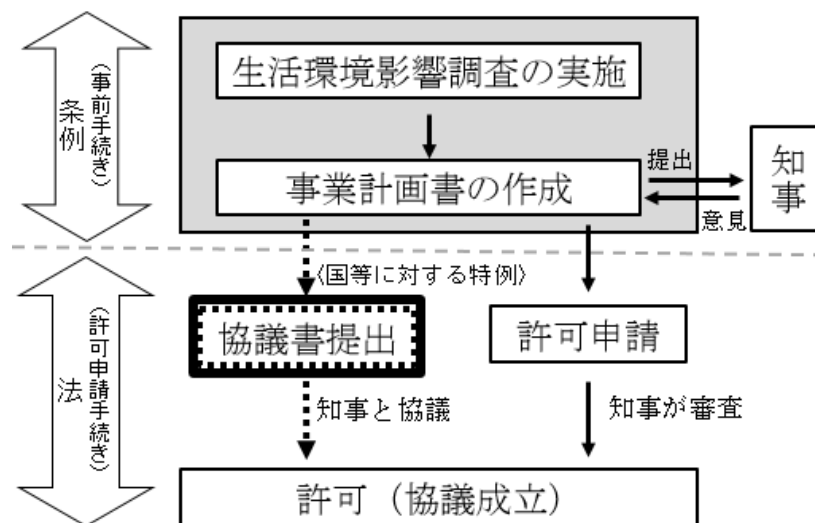
今般、法が改正され、国又は地方公共団体等（以下「国等」という。）が行う汚染土壤処理業については、知事と協議し、その協議が成立することをもって、汚染土壤処理業の許可があったものとみなされる特例（以下「国等が行う汚染土壤処理の特例」という。）が創設された。（法 27 条の 5。平成 31 年 4 月 1 日施行。）

2 条例の改正内容

○県民の生活環境の保全等に関する条例（以下「条例」という。）では、汚染土壤処理業の許可の申請をしようとする者に対して、汚染土壤を処理することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査（以下「生活環境影響調査」という。）の実施等を義務付けている（条例 45 条の 2）。

○改正法では、国等が行う汚染土壤処理の特例が創設されたが、現行の条例では、生活環境影響調査の実施義務は許可の申請をしようとする者に限定されている。

○従って、当該協議をしようとする国等に対しても、汚染土壤処理業の許可の申請をしようとする者と同様、条例で規定する汚染土壤処理に係る生活環境影響調査等を行わせることとする。



手続きの流れ